

Radiata Increase



FP3 級

2023 年 9 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2023 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.各問について答を 1 つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問《問1》～《問3》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（36歳）は、妻Bさん（35歳）、長男Cさん（3歳）および二男Dさん（0歳）との4人暮らしである。Aさんは、今年4月に二男Dさんが誕生したことを機に、今後の資金計画を改めて検討したいと考えている。Aさんは、その前提として、病気やケガで入院等した場合の健康保険の保険給付や自分が死亡した場合の公的年金制度からの遺族給付の支給など、社会保険制度の概要について理解しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんの家族構成＞

Aさん : 1986年12月3日生まれ
 会社員（厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険に加入している）
妻Bさん : 1988年5月14日生まれ
 国民年金に第3号被保険者として加入している。
長男Cさん : 2020年8月20日生まれ
二男Dさん : 2023年4月1日生まれ

＜公的年金加入歴（2023年8月分まで）＞

	20歳	22歳	36歳
Aさん	国民年金 保険料納付済期間 (28月)	厚生年金保険 被保険者期間 (173月)	
	20歳	22歳	Aさんと結婚
妻Bさん	国民年金 保険料納付済期間 (35月)	厚生年金保険 被保険者期間 (101月)	国民年金 第3号被保険者期間 (48月)
			35歳

※妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》現時点(2023 年 9 月 10 日)において A さんが死亡した場合、妻 B さんに支給される遺族基礎年金の年金額(2023 年度価額)は、次のうちどれか。

- 1) 795,000 円+228,700 円=1,023,700 円
- 2) 795,000 円+228,700 円+76,200 円=1,099,900 円
- 3) 795,000 円+228,700 円+228,700 円=1,252,400 円

【答え】

＜遺族年金＞

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。遺族基礎年金・遺族厚生年金があります。

●遺族基礎年金の受給要件

- ・国民年金の加入者、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上。
- ・死亡した者の基礎年金の保険料納付期間が加入期間の2/3以上。
- ・過去1年間に保険料の滞納がないこと。

●遺族基礎年金支給額

被保険者の死亡時、生計を維持されていた遺族(※)が対象

(※)子のある配偶者または子

子とは18歳到達年度の3月末日

20歳未満で障害等級1級または2級。

子供の数により支給額は違います。(令和4年度額)

子供1人：795,000円＋228,700円×1人＝1,023,700円

子供2人：795,000円＋228,700円×2人＝1,252,400円

なお、条件を満たす配偶者と子がいる場合は、配偶者に権利があり、子には支給されません。

妻Bさんには長男C(3歳)・二男Dさん(0歳)が2人いますので、妻Bさんに支給される遺族基礎年金の金額は、

子供2人：795,000円＋228,700円＋228,700円＝1,252,400円

したがって正解は、3

《問 2》 Mさんは、現時点(2023 年 9 月 10 日)において Aさんが死亡した場合に妻 Bさんに支給される遺族厚生年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(①)に相当する額になります。ただし、Aさんの場合、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が(②)に満たないため、(②)とみなして年金額が計算されます。また、二男 Dさんの 18 歳到達年度の末日が終了し、妻 Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻 Bさんが(③)に達するまでの間、妻 Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1) ① 3 分の 2 | ② 240 月 | ③ 65 歳 |
| 2) ① 4 分の 3 | ② 240 月 | ③ 60 歳 |
| 3) ① 4 分の 3 | ② 300 月 | ③ 65 歳 |

【答え】

●遺族厚生年金支給額

- ・被保険者の死亡時点で老齢厚生年金の報酬比例部分の①4 分の 3 相当額
- ・被保険期間が 300 月未満の場合は②300 月として計算されます。

●中高齢寡婦加算

- ・中高齢寡婦加算は、厚生年金の被保険者が亡くなった際に、その妻が40歳以上65歳未満の間、遺族厚生年金に加算される形で支給されます。

[本問の場合]

二男 D さんが 18 歳到達年度末日に遺族基礎年金の受給権を失い、妻 B さんは子のいない妻になり、③65 歳になるまでは、中高齢寡婦加算が支給されます。

したがって正解は 3

《問 3》 Mさんは、健康保険の保険給付について説明した。Mさんの Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが業務外の事由による病気やケガの療養のために、連続して3日間休業し、4日目以降の休業した日について事業主から賃金が支払われなかった場合は、所定の手続により、傷病手当金が支給されます」
- 2) 「Aさんに係る医療費の一部負担金の割合は、原則として、入院・外来を問わず、実際にかかった費用の1割です」
- 3) 「医療機関等に支払った医療費の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。この一部負担金には、差額ベッド代や入院時の食事代も含まれます」

【答え】

1) 適切

●傷病手当金

被保険者が病気やケガのため仕事を3日以上続けて休み十分な給与が受けられない場合、支給開始日(休業4日目)から通算して1年6ヶ月間支給されます。

2) 不適切

区分	自己負担額
6 歳未満	・2割
6 歳～69 歳	・3割
70 歳～74 歳	・2 割 ・現役並み所得者 3割
75 歳以上 (後期高齢者医療制度)	・一般所得者 1 割 ・一定以上の所得がある者 2 割 ・現役並み所得者 3 割

A さん(36 歳)に係る医療費の一部負担金の割合は、原則として、入院・外来を問わず、実際にかかった費用の 3 割です

3) 不適切

高額療養費の算定における自己負担額は、入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド代は含まれません。

したがって正解は、1

【第2問】次の設例に基づいて、下記の各問《問4》~《問6》に答えなさい。

-----《設 例》-----

会社員のAさん（58歳）は、国内の銀行であるX銀行の米ドル建定期預金のキャンペーン広告を見て、その金利の高さに魅力を感じているが、これまで外貨建金融商品を利用した経験がなく、留意点や課税関係について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜X銀行の米ドル建定期預金に関する資料＞

- ・ 預入金額 : 10,000米ドル
- ・ 預入期間 : 6 カ月
- ・ 利率（年率） : 4.0%（満期時一括支払）
- ・ 為替予約なし

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 Mさんは、《設例》の米ドル建定期預金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「米ドル建定期預金の満期時の為替レートが、預入時の為替レートに比べて円高・米ドル安となった場合、円換算の運用利回りは向上します」
- 2) 「X銀行に預け入れた米ドル建定期預金は、金額の多寡にかかわらず、預金保険制度の保護の対象となりません」
- 3) 「X銀行の米ドル建定期預金に 10,000 米ドルを預け入れた場合、Aさんが満期時に受け取ることができる利息額は 400 米ドル(税引前)になります」

【答え】

1) 不適切

外貨建ての場合、

円高外貨安になると円換算したときの価格は下落し、

円安外貨高になれば、円換算したときの価格は上昇します。

本問の説明は、「円高・米ドル安となった場合、円換算の運用利回りは向上します」とありますので、下落するが適切な文章です。

2) 適切

本問の通り

外貨預金は預金保険制度の保護の対象とはなりません。

3) 不適切

X銀行の米ドル建定期預金に関する資料>

- ・ 預入金額 : 10,000米ドル
- ・ 預入期間 : 6 カ月
- ・ 利率 (年率) : 4.0% (満期時一括支払)
- ・ 為替予約なし

X 銀行の米ドル建定期預金に 10,000 米ドルを預け入れた場合

A さんが満期時に受け取ることができる利息額は

$10,000 \text{ 米ドル} \times 4\% \times 6 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 200 \text{ 米ドル}$

本問では、「400 米ドル」と説明されていますので不適切となります。

したがって正解は、2

《問 5》 A さんが、《設例》および下記の〈資料〉の条件で、10,000 米ドルを預け入れ、満期時に円貨で受け取った場合における元利金の合計額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、計算にあたっては税金等を考慮せず、預入期間 6 カ月は 0.5 年として計算すること。

〈資料〉適用為替レート（円／米ドル）

	T T S	T T M	T T B
預入時	129. 00円	128. 50円	128. 00円
満期時	131. 00円	130. 50円	130. 00円

- 1) 1,326,000 円
- 2) 1,331,100 円
- 3) 1,336,200 円

【答え】

●預入時の円換算の金額

円貨を米ドル(10,000米ドル)に変換する際は、TTSを使います。

$$129円 \times 10,000 \text{米ドル} = 1,290,000 \text{円}$$

●10,000米ドルを年率4%で0.5年間預けた時の利息額

$$10,000 \text{米ドル} \times 4\% \times 0.5 \text{年} = 200 \text{米ドル}$$

●満期時の元利合計(元金と利息の合計額)

$$10,000 \text{米ドル} + 200 \text{米ドル} = 10,200 \text{米ドル}$$

●満期時のTTB(130円)で円換算

$$10,200 \text{米ドル} \times 130 \text{円} = 1,326,000 \text{円}$$

したがって正解は、1

《問 6》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の米ドル建定期預金に係る課税関係について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「AさんがX銀行の米ドル建定期預金に預け入れをした場合、当該預金の利子に係る利子所得は、所得税および復興特別所得税と住民税を合わせて20.315%の税率による(①)の対象となります」

ii)「外貨預金による運用では、外国為替相場の変動により、為替差損益が生じることがあります。為替差益は(②)として、所得税および復興特別所得税と住民税の課税対象となります。なお、為替差損による損失の金額は、外貨預金の利子に係る利子所得の金額と損益通算することが(③)」

- | | | |
|-------------|--------|---------|
| 1) ① 源泉分離課税 | ② 雑所得 | ③ できません |
| 2) ① 源泉分離課税 | ② 一時所得 | ③ できます |
| 3) ① 申告分離課税 | ② 雑所得 | ③ できます |

【答え】

①

外貨預金の利子は、利子所得として、20.315%の源泉分離課税の対象です。

②

外貨預金の為替差益は、為替予約なしの場合、雑所得となります。

③

雑所得の損失は損益通算できません。

したがって正解は、1

【第3問】次の設例に基づいて、下記の各問《問7》～《問9》に答えなさい。

《設 例》

小売店を営む個人事業主であるＡさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (45歳) : 個人事業主 (青色申告者)

妻Bさん (40歳) : Aさんが営む事業に専ら従事している。2023年中に、青色事業専従者として、給与収入90万円を得ている。

長男Cさん (15歳) : 中学生。2023年中の収入はない。

母Dさん (73歳) : 2023年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は120万円である。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額 : 580万円 (青色申告特別控除後)

(2) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2015年10月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 480万円

正味払込保険料 : 400万円

※妻Bさん、長男Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i)「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高(①)万円を控除することができます。(①)万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高(②)万円となります」

ii)「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほか、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の3年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について(③)を選択することができることなどが挙げられます」

- | | | |
|---------|------|-------|
| 1) ① 55 | ② 10 | ③ 低価法 |
| 2) ① 65 | ② 10 | ③ 低価法 |
| 3) ① 65 | ② 55 | ③ 定額法 |

【答え】

①

青色申告特別控除の最高は 65 万円です。

55 万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うことで最高 65 万円の青色申告特別控除が受けられるようになります。

②

確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高 10 万円となります」

③

純損失の 3 年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択できます。

したがって正解は、2

《問 8》 A さんの 2023 年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「A さんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、源泉分離課税の対象となります」
- 2) 「A さんは、妻 B さんに係る配偶者控除の適用を受けることができ、その控除額は 38 万円です」
- 3) 「A さんは、母 D さんに係る扶養控除の適用を受けることができ、その控除額は 58 万円です」

【答え】

1) 不適切

一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から5年を超えて解約した場合、一時所得となります。

2) 不適切

●配偶者控除…生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

1)民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)

2)納税者と生計を一にしていること。

3)年間の合計所得金額が48万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)

4)青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (※)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

本問では、妻Bさんは、2023年中に青色事業専従者として給与収入90万円を得ていますので、配偶者控除の対象とはなりません。

3) 適切

●**扶養控除**…扶養親族の合計所得金額が**48万円**以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→ 58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

母 D さん(73 歳)の収入金額 120 万円を得ていますが、公的年金等控除の最低 110 万円を差し引くと、120 万円-110 万円=合計所得金額が 10 万円となり、扶養控除の合計所得金額 48 万円以下の要件を満たします

また、老人扶養者として 70 歳以上で同居していますので、**58 万円**の控除額となります。

したがって正解は、3

《問 9》 A さんの 2023 年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 580 万円
- 2) 595 万円
- 3) 610 万円

【答え】

総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。総合課税は①利子所得 ②配当所得 ③不動産所得 ④事業所得 ⑤給与所得 ⑥譲渡所得(土地や建物、株式の譲渡所得以外)
損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた(赤字が出た)場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

Aさんの2023年分の収入等に関する資料>

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| (1) 事業所得の金額 | : 580万円 (青色申告特別控除後) |
| (2) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金 | |
| 契約年月 | : 2015年10月 |
| 契約者 (=保険料負担者)・被保険者 | : Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | : 480万円 |
| 正味払込保険料 | : 400万円 |

●事業所得

青色申告特別控除適用後の金額ですので、580万円となります。

- 一時所得=収入額-収入を得るために支出した額-特別控除50万円
=480万円-400万円-50万円
=30万円

一時所得は、総所得金額に算入する場合2分の1相当額となります。

30万円×1/2=15万円

- 総所得金額=580万円+15万円=595万円

したがって正解は、2

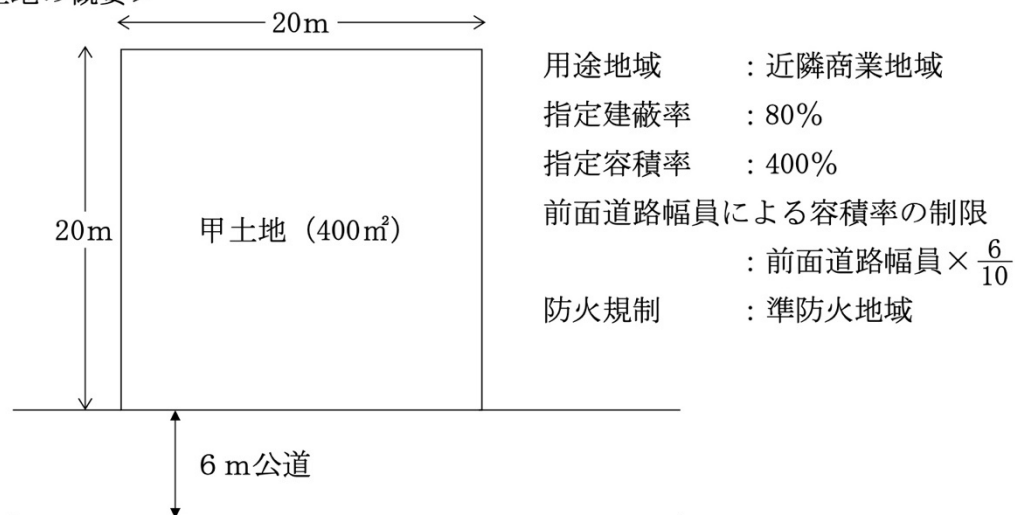
【第4問】次の設例に基づいて、下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（55歳）は、昨年、父親の相続によりX市内の実家（甲土地および建物）を取得した。法定相続人は、長男のAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Aさんは、別の都市に自宅を所有し、家族と居住しているため、相続後に空き家となっている実家（築45年）の売却を検討している。しかし、先日、友人の不動産会社の社長から、「甲土地は、最寄駅から徒歩5分の好立地にあり、相応の住宅需要が見込める。自己建設方式による賃貸マンションの建築を検討してみてはどうか」との提案があったことで、甲土地の有効活用にも興味を持ち始めている。

＜甲土地の概要＞



- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

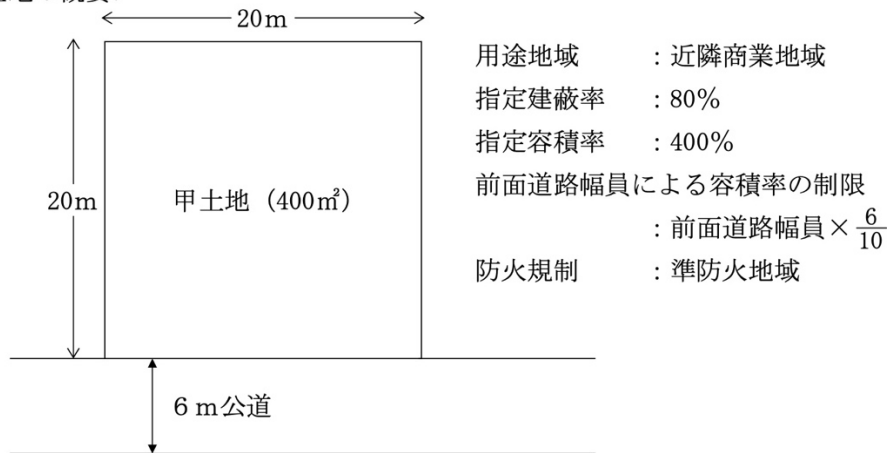
※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地に耐火建築物を建築する場合の①建蔽率の上限となる建築面積と②容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) ① 360m² ② 1,440m²
- 2) ① 360m² ② 1,600m²
- 3) ① 400m² ② 1,600m²

【答え】

< 甲土地の概要 >



- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

①

- ・ 建築面積の上限 = 敷地面積 $\times$ 建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

- ・ 指定建ぺい率80%
- ・ 準防火地域に耐火建築物を建てる場合+10%

甲土地の建ぺい率の上限 = 80% + 10% = 90%

400m² $\times$ 90% = 360m²

②

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

●容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広い方が道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

●前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

[本問の場合]

前面道路の幅員による容積率の上限=6m×6/10=3.6(360%)

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

360% > 指定容積率400%

延べ面積の上限=400㎡×360%=1,440㎡

したがって正解は、1

《問 11》「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1) 「本特例の適用を受けるためには、相続した家屋について、1981 年 5 月 31 日以前に建築されたこと、相続開始直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったことなどの要件を満たす必要があります」

2) 「本特例の適用を受けるためには、譲渡の対価の額が 5,000 万円以下でなければなりません」

3) 「本特例の適用を受けるためには、確定申告書に X 市から交付を受けた被相続人居住用家屋等確認書を添付する必要があります」

【答え】

1) 適切

『被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例』

●家屋の要件

- ・1981年(昭和56)5月31日以前に建築された家屋であること
- ・相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であること
- ・区分所有建築物(マンション等)以外の家屋であること
- ・相続の開始直前においてその被相続人以外に居住していた者がいなかったこと
- ・相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと

2) 不適切

『被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例』

●譲渡の要件

- ・譲渡価格が1億円以下であること
- ・家屋を譲渡する場合、譲渡時に、その家屋が現行の耐震基準にて起業するものであること

3) 適切

本問の通り

本特例の適用を受けるためには、確定申告書に交付を受けた被相続人居住用家屋等確認書を添付する必要があります。

したがって正解は、2

《問 12》 甲土地の有効活用等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1) 「自己建設方式とは、Aさんが所有する土地の上に、事業者が建設資金を負担してマンション等を建設し、完成した建物の住戸等をAさんと事業者がそれぞれの出資割合に応じて取得する手法です」

2) 「甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます。貸付事業用宅地等は、相続税の課税価格の計算上、330㎡までの部分について50%の減額が受けられます」

3) 「Aさんが金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建築した場合、Aさんの相続における相続税額の計算上、当該借入金の残高は債務控除の対象となります」

【答え】

1) 不適切

自己建設方式では、土地所有者が建設費や建設プランなど全てを自らが
行い、建設後も自ら管理を行います。

本問の説明は、等価交換方式の説明となります。

等価交換方式は、所有者が土地を譲渡し、デベロッパーが建物を建設し
(デベロッパーが建設資金を負担)、土地と完成後の建物の所有権を、お互いの
資金提供割合に応じて分ける方法です。

2) 不適切

[小規模宅地の特例の限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

貸付事業用宅地の限度面積は、300 ㎡ではなく、200 ㎡が適切となります。

3) 適切

相続税の債務控除とは、被相続人が残した債務(借入金など)は相続財産から、控除することができます。

	控除できる	控除できない
債務	・金融機関からの借入金 ・未払いの医療費 ・未払いの税金 ・水道光熱費などの公共料金等の未払い	・墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・通夜・葬式・火葬・納骨費用・告別式	・香典返戻費用 ・法要費用

金融機関からの借入金は債務控除の対象となります。

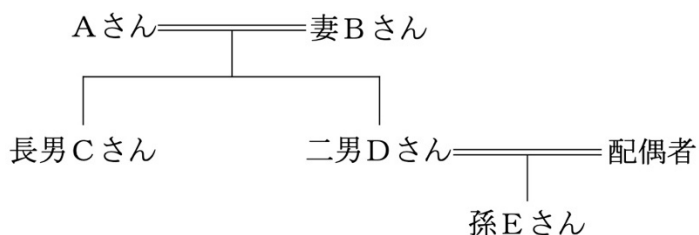
したがって正解は、3

【第5問】次の設例に基づいて、下記の各問《問13》～《問15》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（83歳）は、妻Bさん（81歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には2人の子がいるが、Aさんは、孫Eさん（24歳）にも相応の資産を承継させたいと考えており、遺言の作成を検討している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんが保有する主な財産（相続税評価額）＞

現預金	:	3,000万円
上場株式	:	4,000万円
自宅（土地250㎡）	:	5,000万円（注）
自宅（建物）	:	1,000万円
賃貸マンション（土地400㎡）	:	1億円（注）
賃貸マンション（建物）	:	8,000万円
合計	:	3億1,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「公正証書遺言は、証人 2 人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです」
- 2) 「自筆証書遺言は、所定の手続により法務局(遺言書保管所)に保管することができますが、法務局に保管された自筆証書遺言は、相続開始時に家庭裁判所による検認手続が必要となります」
- 3) 「A さんの遺言による相続分の指定や遺贈によって相続人の遺留分が侵害された場合、その遺言は無効となります」

【答え】

1) 適切

公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。	2人以上	不要
--------	-----------------------------------	------	----

2) 不適切

自筆証書遺言では、自筆証書遺言保管制度を利用し、**法務局**に保管した場合は**検認不要**となります。

3) 不適切

遺留分が侵害された遺言でも、直ちに**無効にはなりません**。

したがって正解は、1

《問 14》 仮に、A さんの相続が現時点(2023 年 9 月 10 日)で開始し、A さんの相続に係る課税遺産総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が 2 億 1,000 万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

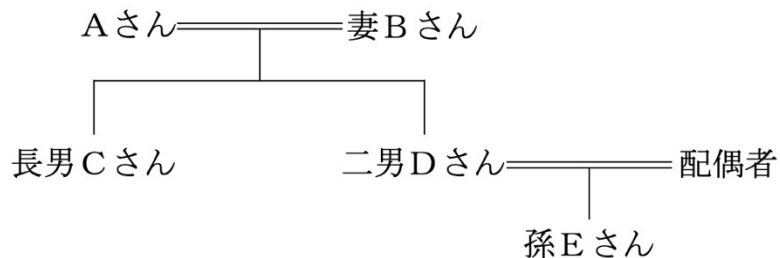
資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円

- 1) 3,500 万円
- 2) 4,250 万円
- 3) 6,750 万円

【答え】

＜Aさんの親族関係図＞



〔法定相続人〕

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

〔法定相続分〕

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

●法定相続人・法定相続分

- ・妻Bさん：法定相続分1/2
- ・長男Cさん：法定相続分1/4
- ・二男Dさん：法定相続分1/4

[課税遺産総額を法定相続分で分配]

・妻 B さん法定相続分の相続税

→ $2.1 \text{ 億円} \times 1/2 = 1 \text{ 億 } 500 \text{ 万円}$

・長男 C さん法定相続分の相続税

→ $2.1 \text{ 億円} \times 1/4 = 5,250 \text{ 円}$

・二男 D さん法定相続分の相続税

→ $2.1 \text{ 億円} \times 1/4 = 5,250 \text{ 円}$

[各人の相続税額]

・妻 B さん

→ $1 \text{ 億 } 500 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 2,500 \text{ 万円}$

・長男 C さん

→ $5,250 \text{ 円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 875 \text{ 万円}$

・二男 D さん

→ $5,250 \text{ 円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 875 \text{ 万円}$

[相続税の総額]

$2,500 \text{ 万円} + 875 \text{ 万円} + 875 \text{ 万円} = 4,250 \text{ 万円}$

したがって正解は、2

《問 15》現時点(2023 年 9 月 10 日)において、A さんの相続が開始した場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「A さんの相続における相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額は、4,500 万円となります」
- 2) 「自宅の敷地と賃貸マンションの敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません」
- 3) 「孫 E さんが遺贈により財産を取得した場合、相続税額の 2 割加算の対象となります」

【答え】

1) 不適切

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

本問の場合には、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 名です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円

2) 適切

本問の通り

自宅敷地の特定居住用宅地と賃貸マンションの敷地の貸付事業用宅地について本特例を受ける場合、所定の算式により調整計算されます。

3) 適切

【相続税に2割加算】

相続・遺贈により財産を取得した人が配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人含む)以外の人、は、相続税額に2割相当額が加算されます。

本問の場合

孫 E さんは、代襲相続人ではないため、遺贈により財産を取得した場合、相続税額の 2 割加算の対象となります。

したがって正解は、1